

予防接種法の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄） ..... 1

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>154 附 則<br/>（略）</p> <p>5 （新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）<br/>（略）</p> <p>6 法附則第七条第二項の規定により適用する法第九条第一項の規定は、妊娠中の者に対しては、適用しない。</p> <p>7 法附則第七条第二項の規定により適用する法第九条第二項の規定は、前項に規定する者の保護者に対しては、適用しない。</p> | <p>154 附 則<br/>（略）</p> <p>5 （新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）<br/>法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合におけるこの政令の規定の適用については、第五条中「場所」とあるのは「場所、使用するワクチン」と、第八条中「A類疾病又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）」と、第十条から第十三条までの見出し、第十四条（見出しを含む。）、第十五条の見出し、第十六条（見出しを含む。）及び第十八条の見出し中「A類疾病に係る定期の予防接種等」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種」とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> |